

鳥取県地域主権研究会 次第

日時：10月24日（土） 午前10時から

場所：県立図書館2階 「大研修室」

1 開会

2 あいさつ

3 鳥取県地域主権研究会について

4 議事

- ・「地域主権」のあり方
- ・県、市町村の役割分担 など

5 閉会

鳥取県地域主権研究会
[構成メンバー]

- じんの なおひこ
神野 直彦 (関西学院大学教授)
- うつみ さとし
内海 敏 (鳥取県社会福祉協議会会長)
- よしだ ひでみつ
吉田 秀光 (三朝町長、鳥取県町村会長)
- さかぐちせいたろう
坂口清太郎 (米子商工会議所会頭)
- みずの よしひさ
水野 由久 (鳥取青年会議所理事長)
- よしひろ けんすけ
吉弘 憲介 (とっとり地域連携・総合研究センター研究員)
- ひらい しんじ
平井 伸治 (鳥取県知事)

地域主権研究会について

政策企画総室

1 地域主権研究会の目的、構成等

新しい地域主権型社会の確立を目指し、鳥取県型の地域主権の実現に向けたフレームを研究・検討するとともに、各方面に必要な提言等を行うため、地域主権に関する研究を進める。

そのための体制として、地域主権研究会を設置。(有識者会議及び地域主権検討PTで構成)

2 地域主権研究会における検討の方向性

新しい地域主権型社会に対応した鳥取県型の地方のあり方を再構築する。

その実現のため、県と市町村の役割分担や組織、権限、財源などについて、あるべき姿を検討し、鳥取県型の地域主権を提案する。

3 検討体制

(1) 【有識者会議】鳥取県地域主権研究会

体制 外部有識者等(大学教授、経済界、市町村代表者、その他有識者等)により構成

役割 (国と地方の役割分担を踏まえ、)地方の中における鳥取県型の「県と市町村のあり方」等を取りまとめ、提言等を行う。

スケジュール(想定)

- ・ 1回目 10月24日(土)
- ・ 2回目 12月中～下旬 今後の方向性に関する意見交換
県が実施する「主要事業評価・事業棚卸し」の報告・チェック
- ・ 3回目 3月上旬 方向性の取りまとめ

(2) 【庁内PT】地域主権検討PT

体制 各部局主管課長等によりPTを構成。その他、必要に応じ、関係所属等で構成するワーキングチーム等により検討。(庁内の検討組織)

役割 ・鳥取県地域主権研究会で議論する材料・資料、取りまとめ原案等の作成
(鳥取県地域主権研究会のスケジュールに合わせ、具体的な提案内容等を検討)
・新政権の予算対応等に係る情報収集
・地方における新たな税制度の検討 など

地域主権検討の視点

政策企画総室

基本的認識

- 新政権が地域主権を強く打ち出しており、権限移譲をはじめ大きく地方分権が進む。
- 国の出先機関の廃止が打ち出されており、県としてこの業務を受け効率的な執行体制を整えることが必要。
- 地域主権やこれまでの制度見直しが進む中で、地方の中での県・市町村の役割についても大胆に検討することが必要。
- 地域主権の中における地方運営の方式は、鳥取県のように小規模な県でも妥当するような地域主権のシステムを提案していくことが必要。

見直しの方向性

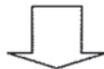
【主な検討事項】

「各分野における国・県・市町村の役割の分析」「地方に移譲すべき国の出先機関の事務」「県が担うべき役割」「市町村が担うべき役割」「県と市町村の新たな連携方策」「地域主権の確立に向けた税財源制度」 等



【着眼点】人口60万人という、住民と行政機関が互いに身近な鳥取県の実情を踏まえつつ

「地域住民など生活者の視点で、行政体制や行政サービスのあり方を一から見直し」「可能な限りの住民参加手法の検討」「二重行政をはじめ、組織・予算・事業の仕組みに内在するムダや不効率の排除」 等



鳥取県発の地域主権型社会のモデルを提案

具体的な事例等も検証しながら、鳥取県型の住民自治を基本とした

分権型システムを検討。

民主党マニフェスト【地域主権関係部分（抜粋）】

霞が関を解体・再編し、地域主権を確立する

【政策目的】

明治維新以来続いた中央集権体制を抜本的に改め、「地域主権国家」へと転換する。

中央政府は国レベルの仕事に専念し、国と地方自治体の関係を、上下・主従の関係から対等・協力の関係へ改める。地方政府が地域の実情にあった行政サービスを提供できるようにする。

地域の産業を再生し、雇用を拡大することによって地域を活性化する。

【具体策】

新たに設立する「行政刷新会議（仮称）」で全ての事務事業を整理し、基礎的自治体が対応可能な事務事業の権限と財源を大幅に移譲する。

国と地方の協議の場を法律に基づいて設置する。

国から地方への「ひもつき補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える「一括交付金」として交付する。義務教育・社会保障の必要額は確保する。

「一括交付金」化により、効率的に財源を活用できるようになるとともに補助金申請が不要になるため、補助金に関わる経費と人件費を削減する。

国の出先機関、直轄事業に対する地方の負担金は廃止する

【政策目的】

国と地方の二重行政は排し、地方にできることは地方に委ねる。

地方が自由に使えるお金を増やし、自治体が地域のニーズに適切に応えられるようにする。

【具体策】

国の出先機関を原則廃止する。

道路・河川・ダム等の全ての国直轄事業における負担金制度を廃止し、地方の約1兆円の負担をなくす。それに伴う地方交付税の減額は行わない。

公務員制度の抜本改革の実施

【政策目的】

公務員に対する信頼を回復する。

行政コストを適正化する。

労働者としての公務員の権利を認め、優秀な人材を確保する。

【具体策】

2008年に成立した「国家公務員制度改革基本法」に基づき、内閣の一元管理による新たな幹部職制度や能力・実績に応じた処遇などを着実に実施する。

定年まで働ける環境をつくり、国家公務員の天下りのあっせんは全面的に禁止する。

地方分権推進に伴う地方移管、国家公務員の手当・退職金などの水準、定員の見直しなどにより、国家公務員の総人件費を2割削減する。

公務員の労働基本権を回復し、民間と同様、労使交渉によって給与を決定する仕組みを作る。

目的を失った自動車関連諸税の暫定税率は廃止する

【政策目的】

課税の根拠を失った暫定税率を廃止して、税制に対する国民の信頼を回復する。

2.5兆円の減税を実施し、国民生活を守る。特に、移動を車に依存することの多い地方の国民負担を軽減する。

【具体策】

ガソリン税、軽油引取税、自動車重量税、自動車取得税の暫定税率は廃止して、2.5兆円の減税を実施する。

将来的には、ガソリン税、軽油引取税は「地球温暖化対策税（仮称）」として一本化、自動車重量税は自動車税と一本化、自動車取得税は消費税との二重課税回避の観点から廃止する。

【所要額】

2.5兆円程度

民主党政策集「INDEX 2009」【地域主権関係部分（抜粋）】

地域主権の確立

住民に一番身近な基礎的自治体を重視した分権改革を推進し、中央集権制度を抜本的に改め、地域主権国家を樹立します。

当面の5～10年間は地域主権国家の礎を築く期間とします。地域主権国家の母体は基礎的自治体（現在の市町村）とし、基礎的自治体が担えない事務事業は広域自治体が担い、広域自治体が担えない事務事業は国が担う、という「補完性の原理」に基づいて改革を進めます。

基礎的自治体については、その能力や規模に応じて、生活に関わる行政サービスをはじめ、対応可能なすべての事務事業の権限と財源を、国および都道府県から大幅に移譲します。例えば、人口30万人程度の基礎的自治体に対しては、現在の政令指定都市と同等レベルの事務権限を移譲します。小規模な基礎的自治体に対応しきれない事務事業については、近隣の基礎的自治体が共同で担う仕組みをつくるか、都道府県が担うこととします。権限の移譲に並行する形で、自治体の自主性や多様性を尊重しながら、基礎的自治体の規模や能力の拡大を目指します。また、大都市制度のあり方を検討する一方で、住民と行政との距離を縮めるため、政令指定都市の区や合併前の市町村などを単位とし、一定の権限を持った自治区を設けられるようにします。

国の役割は、外交、防衛、危機管理、治安、食料・エネルギーを含む総合的な安全保障、教育・社会保障の最終責任、通貨、市場経済の確立、国家的大規模プロジェクトなどに限定していきます。その結果、国会議員や国家公務員も国家レベルの仕事に専念できるようになります。国の出先機関である地方支分部局は、その事務を主に都道府県・政令指定都市等に移管することに伴って原則廃止し、国と地方の二重行政を解消します。例えば、現在の地方支分部局の事務事業である河川管理等の広域的対応が必要な事務は、都道府県が連携して対応することとします。

広域自治体については当分の間、現行の都道府県の枠組みを基本とします。都道府県から基礎的自治体への事務事業の移譲に伴い、都道府県の役割は、産業振興、災害対応、河川、基礎的自治体間の調整などに限定されていきます。都道府県等が効率的な運営を図ることなどを目的として、現行制度を前提とする広域連合や合併の実施、将来的な道州の導入も検討していきます。これらについては、地域の自主的判断を尊重します。

その後も基礎的自治体の規模や能力の拡大、広域自治体の役割の整理をさらに図り、将来的には、多様性のある基礎的自治体を重視した地域主権国家を目指します。

ひもつき補助金の廃止と一括交付金化

地方向けの補助金等は、中央官僚による地方支配の根源であり、さまざまな利権の温床となっています。これらの補助金等をすべて廃止して、基本的に地方が自由に使える一括交付金に改めます。真の地方自治を実現する第一歩を踏み出すため、「ひもつき補助金廃止法」を成立させます

一括交付金のうち、現在の義務教育や社会保障等に関する補助金等に対応する部分は、必要額を確保します。現在の公共事業等の補助金等に対応する部分については、格差是正の観点から財政力の弱い自治体に手厚く配分します。

中央・地方ともに補助金等に関わる経費と人件費を大幅に削減して、財政の健全化にもつなげます。

法律や政省令による義務付け・枠付け等の見直し

自治体が住民のニーズに対応した行政サービスを展開できるようにするため、国が法律や政省令によって自治体を縛りつけている実態を改めます。法律や政省令のうち住民の生活に密接に関係するものについては、法律や政省令の規定を廃止する、もしくは地方の条例で変更できる旨や条例に委ねる旨の規定を法律や政省令に設けます。それにより、地域住民の視点に密着した形で事務事業の基準等を決められるようになります。

新たな地方財政調整・財源保障制度の創設

自治体間の財政格差の拡大、地方の財源不足に対応するため、新たな財政調整・財源保障制度を創設します。

政府が2004年度から3年間で行った「三位一体の改革」で約5.1兆円の地方交付税および臨時財政対策債を削減したことなどにより、自治体間の格差が拡大し、自治体は厳しい財政運営を迫られています。昨年来の景気後退により、今後、地方の税収が大幅に落ち込むことが予想され、地方財政は一層逼迫することが懸念されています。

自治体間格差を是正し、地方財政を充実させるため、地方交付税制度と一括交付金の統合も含めた検討を行い、現行の地方交付税制度よりも財政調整と財源保障の機能を一層強化した新たな制度を創設します。

国直轄事業の地方負担金制度の廃止

国直轄事業に対する地方負担金制度は、地方の財政状況や事業の必要性に関わりなく、国が地方に一方向的に負担を求めるものであり、地方から批判の声が上がっています。同制度を廃止し、地方の負担をなくします。また、廃止により、各自治体に交付する地方交付税の額が減らないように措置します。これにより、自治体が従来負担金に充てていた財源の用途を自由に決定できるようになる効果も期待できます。

国と地方の協議の制度化

国と地方の協議を法制化し、地方の声、現場の声を聞きながら国と地方の役割の見直しなどの地方分権施策を推進します。

これにより、国と地方の関係を「上下・主従の関係」から「対等・協力の関係」に改めます。

消費税改革の推進

消費税に対する国民の信頼を得るために、その税収を決して財政赤字の穴埋めには使わないということとを約束した上で、国民に確実に還元することになる社会保障以外に充てないことを法律上も会計上も明確にします。

具体的には、現行の税率5%を維持し、税収全額相当分を年金財源に充当します。将来的には、すべての国民に対して一定程度の年金を保障する「最低保障年金」や国民皆保険を担保する「医療費」など、最低限のセーフティネットを確実に提供するための財源とします。

税率については、社会保障目的税化やその用途である基礎的社会保障制度の抜本的な改革が検討の前提となります。その上で、引き上げ幅や用途を明らかにして国民の審判を受け、具体化します。

インボイス制度（仕入税額控除の際に税額を明示した請求書等の保存を求める制度）を早急に導入することにより、消費者の負担した消費税が適正に国庫に納税されるようにします。

逆進性対策のため、将来的には「給付付き消費税額控除」を導入します。これは、家計調査などの客観的な統計に基づき、年間の基礎的な消費支出にかかる消費税相当額を一律に税額控除し、控除しきれない部分については給付をするものです。これにより消費税の公平性を維持し、かつ税率をできるだけ低く抑えながら、最低限の生活にかかる消費税については実質的に免除することができるようになります。

自動車関連諸税の整理、道路特定財源の一般財源化、地球温暖化対策税

わが国の自動車関係諸税は、あまりに複雑で、一部が二重課税となっている等、自動車ユーザーに過重な負担を強いており、抜本的な整理が必要です。整理にあたっては、間接税の基本的な考え方に基づいて二重課税の排除等を行います。同時に、自動車の資産性や温暖化ガスの排出、交通事故、騒音などの社会的なコストに着目し、負担を求めることとします。

以上のような考え方から、自動車関係諸税について以下のように整理します。

自動車取得税は消費税との二重課税回避の観点から廃止します。自動車重量税および自動車税は、保有税（地方税）に一本化し、その税収を自動車から生じる社会的負担に広く対応する地方の一般財源とします。ガソリン等の燃料課税は、一般財源の「地球温暖化対策税（仮称）」として一本化します。

なお、上記の改革を実現する第一歩として、暫定税率は地方分を含めてすべて廃止します。国直轄事業に対する地方自治体の負担金制度を廃止して、暫定税率廃止後においても、地方における道路整備事業は従来水準を維持できるようにします。

国・県・市町村の役割分担の状況（鳥取県イメージ）

政策企画総室

区分	市町村		県		国(出先機関)
	役場	広域事務組合等			
窓口サービス	戸籍、住民票、外国人登録、印鑑登録、身分証明、所得・納税証明等		パスポート発行、納税証明、県民の声等		地方税务局(法務省) ・登記、供託、人権相談等 財務事務所(財務省) ・国有財産、金融検査等 労働局(厚生労働省) ・職業紹介事業・労働基準監督等 農政事務所(農林水産省) ・食品安全・米穀需給・農業統計・農業振興、後継者育成等 森林管理所(林野庁) ・国有林の管理、治山治水 漁業調整事務所(水産庁) ・漁業取締、資源管理等 河川国道事務所(国土交通省) ・国道の整備、維持管理 ・一級河川の管理・ダム管理等 運輸支局(国土交通省) ・自動車登録・道路運送事業等 空港・港湾事務所(国土交通省) ・空港、港湾整備 空港出張所(国土交通省) ・空港管制業務 自然環境事務所(環境省) ・自然環境保全・野生生物・環境 税務署(国税庁) 法人税、所得税、相続税、贈与税、地価税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、石油ガス税、航空機燃料税、自動車重量税、印紙税、登録免許税特別とん税、関税
子育て	児童手当、保育所、母子・乳幼児健診、放課後児童保育、子育て相談等		母子保健・福祉、児童福祉、福祉相談センター、児童相談所、等 高等学校教育、特別支援教育、教職員の人事・給与等		
教育	幼稚園・小・中学校の管理運営、生涯学習、放課後児童俱楽部、公民館、スポーツ施設等				
健康・医療・福祉・年金	国民健康保険、後期高齢者医療、健康診断・保健指導、予防接種、障害者福祉、生活保護、国民年金、病院・診療所の設置運営等		病院運営、広域救急、医療関係者、感染症対策、難病対策、精神保健、看護学校、生活保護、等 介護保険の包括支援センター等		
介護					
住宅・環境・ゴミ	公営住宅、資源リサイクル、温暖化対策等		公営住宅、建築基準、廃棄物処理、温暖化対策、資源リサイクル対策、環境対策、衛生研究		
まちづくり 道路・河川	都市計画、地域交通の確保・支援、道路の整備・管理、河川の管理(準用河川)、上下水道		都市計画、地域交通の確保・支援、道路の整備・管理、河川の管理(二級河川)、上下水道の衛生、治山・治水、空港・港湾管理等		
産業	産業振興、農林水産業振興、雇用対策、企業誘致、観光物産振興		経済産業振興、雇用就業支援、企業誘致、観光物産振興、農林水産業振興、試験研究機関		
その他	人事、条例・規則、広報、財産管理、財政、統計、企画、消防団、防災、人権啓発、男女共同、地域情報化、過疎中山間対策等		人事、条例・規則、広報、財産管理、財政、統計、企画、広域防災、人権啓発、男女共同、地域情報化、過疎中山間対策、消費者保護等		
税金	(役場) 市町村民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、鉦産税、入湯税、都市計画税		道府県民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、軽油引取税、自動車税、鉦区税等		

* 全ての事務を抜き出したものではなく、主な事務分野を表記したものです。

国の出先機関の状況

政策企画総室

中国地方管内

【広島市】

機関名	職員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
中国総合通信局	117	1,137	-	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
広島法務局	818	11,159	地方法務局4 支局・出張所38	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
中国四国厚生局	49	521	-	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
中央労働委員会 中国地方事務所	4	46	-	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
中国経済産業局	174	9,216	-	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
中国地方整備局	1,933	689,936	事務所30 出張所等64	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
中国運輸局	440	4,513	運輸支局5 事務所5	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
計	3,535	716,528		

【岡山市】

機関名	職員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
中国四国農政局	2,307	180,153	地方農政事務所8 事務所・事業所等36	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、高知県
中国四国環境事務所	51	1,730	9	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、高知県
計	2,358	181,883		

近畿地方管内

【大阪市】

機関名	職員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
近畿総合通信局	177	1,769	-	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県
大阪法務局	1,599	22,131	地方法務局5 支局・出張所63	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県
近畿厚生局	121	1,229	1	福井県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県
中央労働委員会 近畿地方事務所	5	51	-	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県
近畿中国森林管理局	452	11,614	14	石川県、三重県、福井県、 滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県、 鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
近畿経済産業局	310	6,774	1	福井県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県
近畿地方整備局	2,537	1,334,090	事務所37 出張所等85	福井県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県
近畿運輸局	488	5,885	運輸支局5 事務所3	滋賀県、京都府、大阪府、 奈良県、和歌山県
大阪航空局	2,517	27,388	43	富山県、石川県、岐阜県、 愛知県、三重県、福井県、 滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県、 鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、高知県、 福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県
近畿地方環境事務所	42	1,305	6	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県
計	8,248	1,412,236		

【神戸市】

機関名	職員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
瀬戸内海漁業調整事務所	23	397	-	-
神戸運輸監理部	179	1,701	事務所2	兵庫県
計	202	2,098		

【京都市】

機関名	職員数 (人)	予算規模 (百万円)	下部機関数	管轄県名
近畿農政局	1,750	102,041	地方農政事務所5 事務所・事業所等23	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県

鳥取県内に所在する国の出先機関一覧(No1)

政策企画総室

機 関 名		組織状況	業 務 内 容	
法務省	83名 鳥取地方法務局 (倉吉・米子支局)	総務課、会計課、戸籍課、供託課、人権擁護課、登記情報システム管理課、登記部門、訴訟部門	登記(不動産・商業法人・成年後見・動産譲渡・債権譲渡)、電子認証、供託、国籍、人権相談	
財務省 金融庁	鳥取財務事務所	総務課、財務課、管財課・統括国有財産管理官、理財課	国予算調査、財政融資資金、経済調査、国有財産、金融・保険検査、貸金業規制	
国 税 庁	鳥取税務署	総務課、税務広報広聴官、管理・徴収部門、個人課税部門、資産課税部門、法人課税部門、酒類指導官、特別調査官(4)、税務相談室	国税に関する 申告書・申請書等の処理、納税者管理、収納・還付、滞納整理、調査・指導、犯則の取締り、資料情報の収集・管理、税務一般に関する相談等	
	倉吉税務署	総務課、管理・徴収部門、個人課税部門、法人課税部門		
	米子税務署	総務課、管理・徴収部門、個人課税部門、資産課税部門、法人課税部門、特別徴収官、特別調査官		
厚生 労 働 省	73名 鳥取労働局	総務部	総務課	人事、庶務、経理
		企画室	総合調整、情報公開、広報、勤労青少年、労働相談	
		労働保険徴収室	労災・雇用保険加入、保険料徴収	
		労働 基準部	監督課	労働条件、労働時間、最低賃金、司法警察業務
			安全衛生課	産業安全、労働衛生
			労災補償課	災害補償、労災保険事業
		職業 安定部	職業安定課	雇用の施策方針策定、雇用情勢の分析把握、若年者雇用対策、労働力需給調整事業等
	職業対策課		高齢者・障害者雇用、地域雇用開発等	
	雇用均等室	男女雇用均等、セクハラ、育児介護休業、パートタイム労働		
	30名	鳥取労働基準監督署	業務課、安全衛生課、労災課	事業場に対する監督指導、申告事件の処理、司法処理、賃金の立替払、災害多発事業所の指導、有害業務事業場指導、労災保険、労働保険適用
米子労働基準監督署	第一・二・三課			
倉吉労働基準監督署	第一・二課			
80名	鳥取公共職業安定所	庶務課、雇用保険課(管理課)、統括職業指導官、雇用指導官等	雇用保険の適用、被保険者の資格取得・喪失、受給資格決定、失業認定、失業給付の支給決定、職業紹介、求人受理、障害者・高齢者・新卒者への職業指導等、定年引上げ、公正採用等	
米子公共職業安定所 (根雨出張所)				
倉吉公共職業安定所				
農 林 水 産 省	137名 鳥取農政事務所	農政業務管理課、総務課・業務管理課、農政推進課	中国農政局との連絡調整、総務・企画、人事、事務所の政策推進等	
		消費生活課	農畜産物、飲食良品等の改善指導、知識普及等	
		表示・規格課	日本農林規格等の表示の基準	
		安全管理課	農林水産物の食品安全確保、牛の固体識別管理	
		計画課・消費流通課	米穀需給、米穀生産調整、主要食糧の集荷・買入	
		統計企画課	統計の企画立案・総合的な分析	
		経営構造統計課	経営・物価・賃金等に関する統計	
		生産流通消費統計課	農林水産物の生産・流通・加工・消費等の統計	
鳥取・米子統計情報センター	農林水産業及び従事者の統計の作成・提供			

* H19.10.10 第22回地方分権改革推進委員会資料より作成。

機 関 名		組 織 状 況	業 務 内 容
水産庁	20名 境港漁業調整事務所 管轄(石川～島根県 の地先海面)	資源課	海洋生物資源の保存管理、漁業許可
		漁業監督課	漁業取締り、外国漁船の寄港許可
		漁業監督指導官	漁業の取締りに関する専門技術の指導
		資源管理計画官	水産資源の回復の企画・連絡調整
林野庁	27名 鳥取森林管理署	総務課	人事、予算決算、物品管理
		業務課	国有林野の産物・製品の生産、処分、造林、林道開設
		治山課(大山治山事業所)	森林治水事業、林野保全の地すべり防止
		森林事務所(10)	鳥取、丹比、若桜、佐治、智頭、倉吉、三朝、関金、淀江、根雨
国土交通省・中国地方整備局	239名 地方整備局 85名 鳥取河川国道事務所	総務課	庶務全般、職員の福利厚生
		経理課	予算執行、契約
		用地課	事業用地の取得
		工務第一課	河川事業の実施設計、施工、監督、検査、工事引渡し
		工務第二課	道路の改築工事の実施設計、施工、監督、検査等
		調査設計課	工事の企画、基本計画、調査、国土計画等の調査等
		河川管理課	河川の維持補修、その他管理
		占用調整課	河川台帳の調製保管、土砂採取、工作物の許可等
		道路管理第一課	道路台帳の調製保管、道路占用許可、道路損傷処理等
		道路管理第二課	道路の維持修繕、道路通行の規制等
		機械課	建設機械類の調査、土木構造物の機械設備点検等
		電気通信課	電気通信施設の整備、運営、検査、保守、保安等
		千代出張所・河原出張所	千代川の一部区間管理
		鳥取南国道出張所	一般国道9号及び29号の一部区間管理
	鳥取国道維持出張所	一般国道9号、29号及び53号の一部区間管理	
	郡家国道維持出張所	一般国道29号及び53号の一部区間管理	
	63名 倉吉河川 国道事務所	総務課	庶務全般、職員の福利厚生
		経理課	予算執行、契約
		用地課	事業用地の取得
		工務第一課	河川・砂防事業の工事発注、維持補修
		工務第二課	道路事業の工事発注
		調査設計第一課	河川・砂防事業の調査計画、電気通信
		調査設計第二課	道路事業の調査計画
		河川管理課	河川管理・許認可
		道路管理課	道路管理、許認可、維持補修、安全対
		機械課	建設機械の整備、機械設備
		天神川出張所	河川の維持管理、河川占用窓口
	羽合国道維持出張所	国道9号維持管理、道路占用窓口	
	31名 日野川 河川事務所	総務課	全体調整、契約、国有財産管理
		用地課	土地取得、損失補償
		工務課	予算管理、実施計画、工事発注
		調査設計課	調査・計画・設計、占用許可、電気通信
		日野川出張所	日野川、皆生海岸の工事監督・専用
菅沢ダム管理支所		ダム管理、調査・計画・設計・予算管理	
5名 境港湾・空港事務所 (鳥取港出張所)	総務課、品質管理課、工務課、保全課	(境港)大型船舶の係留施設整備 (鳥取港)防波堤整備 (米子空港)滑走路拡張(2,500m化)	

機 関 名		組 織 状 況	業 務 内 容
中 国 運 輸 局	地方運輸局 29名 鳥取運輸支局 (本庁舎)	運輸企画専門官、陸運 技術専門官、運輸企画 専門官	地域交通の基本計画・調整、道路運送事業、道路運送 及び車両の安全確保、公害防止、自動車登録等
	鳥取運輸支局 (境港庁舎)	首席運輸企画専門官、 海事技術専門官、運輸 企画専門官	船舶運航事業者の貨物運送の改善・調整、海洋汚染・ 海上災害の防止、船員の労働組合等の労働関係の調 整、船舶検査の代行、水上運送の発達・改善、船員の労 働条件、福利厚生、外国船舶の油濁損害賠償検査等
大 阪 航 空 局	美保飛行場事務所 22名	管理課	総合調整、人事、会計、国有財産・物品管理
		航空管制運航情報官	航空機の運航監督・航行の方法、着陸帯、誘導路、エプ ロン、ランプの運用等
	航空管制技術官	航空保安無線施設の運用、保守	
	鳥取空港出張所 19名		空港情報の提供、航空機の運行監督・運行方法、 航空保安無線施設等の運用・保守等
環 境 省	4名 米子自然環境事務所		大山隠岐国立公園、国指定中海鳥獣保護区、国指定大 山鳥獣保護区、国指定宍道湖鳥獣保護区
	1名 浦富保護官事務所		山陰海岸国立公園

各国の地方自治制度の概要

政策企画総室

国名	日本	イギリス (イングランド地方)	アメリカ	フランス	スウェーデン
政体		立憲君主制	連邦制	共和制	立憲君主制
人口	12,756万人	6,097万人	30,406万人	6,400万人	918万人
面積	37.8万km ²	24.3万km ²	962.8万km ²	54.4万km ²	45万km ²
地方自治制度の概要	都道府県、市町村の2層制 市町村 都道府県が処理するものを除く地域における事務を処理 都道府県 広域にわたるもの、市町村の連絡調整に関するもの等	一般的に県、市町村の2層制。さらに、パリッシュという人口数十人から数万人の基礎自治体が組織される。 なお、パリッシュの業務はそれぞれで全く異なり、大きな所では市に匹敵する仕事を担当。	各州の地方政府は多様な構造的な構造ではない。「連邦政府」「州政府」「5種類の地方政府」が存在。自治体(市町村)は住民の要請によって設立され、カウンティ、タウン、学区、特別区は州が創設する。	市町村、県、州の3層制。零細規模の市町村が多く、400人未満が半数。3500人以上は7%に過ぎない。市町村合併を促進したものの成功せず、逆に広域行政組織が発達し、かなりの部分を代行。	市町村(コミュニティ)と県(ランディング)の2層制。この2つが教育、衛生、福祉、医療サービスを中心に担う。県の単位に国の出先機関が設置。また、県と市町村が連携して、広域課題に対応する地域もある。
地方自治体の基礎	戸籍・住民票等の窓口サービス、義務教育、母子保健、高齢者福祉、障害者福祉、病院・診療所、住民の保健衛生、生活保護、公営住宅、環境・資源対策、都市計画、市町村道、準用河川、上下水道、ゴミ処理、消防・救急、火葬、し尿処理 等	【デイストリクト(市町村)】(約440) 地域計画、開発計画、許可、都市部道路の維持管理、地方交通システム、駐車場、公営住宅、都市再開発、住宅政策、廃棄物収集、博物館、公園、レクリエーション施設等 【パリッシュ(タウン、ヒレッジ)】(約8,700) 道路や運動公園の管理、図書館運営など法律の範囲内のもので実施。パリッシュが仕事をしない場合、市や県が担当。	【自治体(市町村)】(19,429) 教育、警察、保健衛生、福祉、道路、消防、上下水道、交通事業など 【タウン】(16,504) 道路、生活保護、教育、警察、消防等に限定 【学区】(13,506) 公立学校の管理運営 【特定区】(35,052) 消防、土壌保全、上下水道、住宅、都市開発、中心市街地活性化等の特別な事務	【コミュニティ(市町村)】(36,000超) 福祉サービス提供、保健所、図書館、博物館、幼稚園、小学校、地方都市計画、建築許可、地方住宅計画、都市内交通、市町村道、家庭ごみ、上下水道、警察(安全・公衆衛生・交通)	【コミュニティ(市町村)】(290) 学童保育、義務教育、高等学校、その他教育、高齢者福祉、障害者福祉、家族ケア、商業活動、財政援助 等
	地方自治体の役割	【都道府県】(47) 上記市町村事務の連絡調整、福祉相談センター、病院運営、高校教育、感染症、難病対策、生活保護(町村)、二級河川、県道、空港港湾管理、消費者保護、雇用就業対策等	【カウンティ】(3,034) 刑務所、課税・徴税、警察、生活保護、道路、裁判、農業、保健、医療、検察、小中学校、図書館 など 【州政府】(50) 独自の憲法、州法を有し州内を、強大な権限で統治	【デパルトマン(県)】(100) 社会福祉基本計画、最低所得保障、母子保健衛生、自立支援手当給付、図書館・博物館、中学校、住宅連帯基金、都市整備、農村部交通、港湾・漁港、消防・救助本部設置 【レギオン(州)】(26) 企業への補助、公衆衛生プログラム、病院投資、文化財、高校、職業訓練の実施、旅客鉄道、河港管理、州立自然公園、産業廃棄物処理	【ランディング(県)】(20) 基礎医療、専門医療、精神医療、歯科医療、その他医療、教育文化、公共交通・基盤整備等 【レーン(国出先機関)】(21) 地域の発展計画、環境政策、運転免許、等

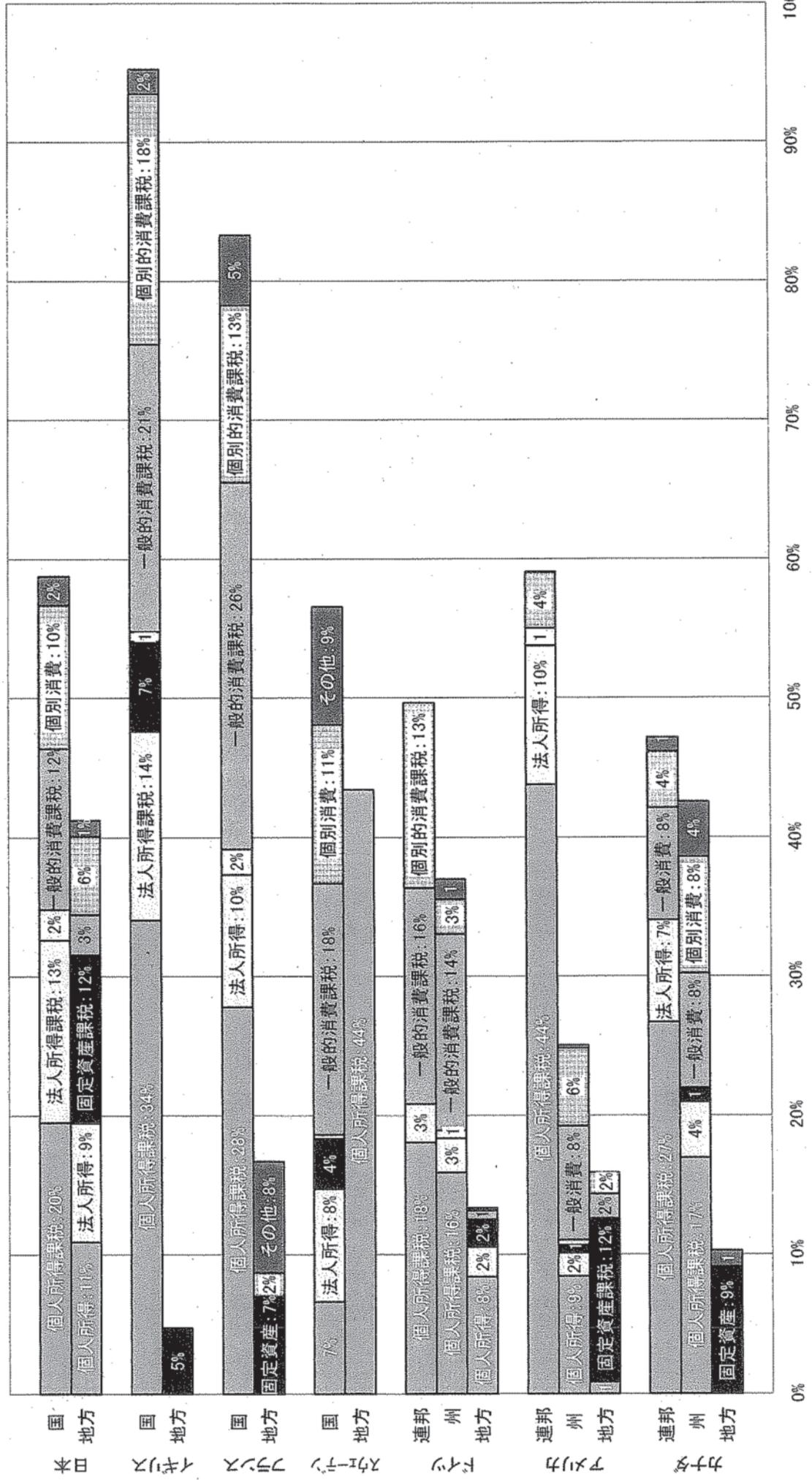
(参考文献等) CLAIRレポート 「よくわかる世界の地方自治制度」(2008.10イマジ出版) 外務省ホームページ

主要国における国・地方の税収構成、財政調整制度等

平成14年6月 財務省財務総合研究所報告書 (抜粋)

国・州・地方の税収構成 (1998)

個人所得課税
 固定資産課税
 相続・贈与課税
 一般的消費課税
 個別的消費課税
 その他



(注) 国(連邦)、州、地方を合算した税収総額を100%とした値。

(資料) Revenue Statistics 1965-2000 / OECD

各国の財政調整制度の概要

	日本	英国	フランス	ドイツ	スウェーデン
税収の中央：地方比	57:43	94:6	82:18	51:49	55:45
(実額：中央/地方)	55兆円/41兆円	3,205億ポンド/202億ポンド	3,744億ユーロ/796億ユーロ	2,324億ユーロ/2,234億ユーロ	5,090億ユーロ/4,198億ユーロ
一人当たり税収 (最大/最小)	3.2倍	1.5倍	1.8倍	2.2倍 [5.4倍]	1.4倍
垂直調整額	17.0兆円	349億ポンド	371億ユーロ	26億ユーロ	552億ユーロ
対中央政府支出比	21.0%	7.0%	9.2%	0.8%	6.4%
中央政府支出	80.8兆円	5,006億ポンド	4,044億ユーロ	3,247億ユーロ	8,671億ユーロ
水平調整額	-	-	-	182億ユーロ	115億ユーロ
対地方政府支出比	-	-	-	4.0%	1.7%
地方政府支出	72.9兆円	1,603億ポンド	1,875億ユーロ	4,500億ユーロ	6,617億ユーロ
GDP(2005) (円換算値)	501兆円	1兆2,245億ポンド (245兆円)	1兆7,100億ユーロ (234兆円)	2兆2,410億ユーロ (307兆円)	2兆6,705億ユーロ (39兆円)

(注1) 税収の中央：地方比は、日本以外はOECD Revenue Statistics(2004年の計数)から作成(ドイツの州税は便宜上地方税として整理。なお、国税として整理した場合の比率は88:12)。日本は2007年度予算ベース。

(注2) 各国の一人当たり税収(最大/最小)の値の算定方法は以下の通り(内は比較対象となる団体)。
 日本：2005年度決算(超過課税分除く)による比較(都道府県)；英国：2006年度個人課税交付金算定時に用いられた課税ベースによる比較(カウンティ及びロンドン市)；
 フランス：2006年度予算(不動産税及び職業税の課税ベース)による比較(レジオン(職業税のデータのないコロンカを除く))；ドイツ：2005年の付加価値税配分前の税収による比較(旧西独州。[]内は旧東独州を含む州)；
 スウェーデン：2006年度の平均交付金算定時に用いられた課税ベースによる比較(カウンティ)。

(注3) 各国の財政調整額は2005年度の計数。対象とした財政調整制度要出以下による。
 日本(2005年度決算)：地方交付税、英国(明務省資料)：歳入課税交付金、フランス(内務省資料)：経常費総合交付金、ドイツ(明務省資料)：地方交付税、連邦補充交付金(特別需要交付金との合計は146億ユーロ〔中央政府支出比4.5%〕)、水平調整額は付加価値税の州間配分額(補足的配分部分)に州間調整交付金額を加えた額。

(注4) 中央政府支出及び地方政府支出はNational Account vol.4 2006による一般政府内の移転支出を含む2005年の計数(日本は内閣府「平成17年度国民経済計算確報」による2005年度の計数)。
 (注5) 日本の中央政府支出は道路関係四公団の民営化に伴う資産・負債承継の影響を除いた値。
 (注6) GDPの円換算額は2005年の対円レート(ポンド：200.17円、ユーロ：136.9円、クローナ：14.753円)による。

財政調整規模

平成19年6月 財政制度等審議会「海外調査報告書（抜粋）」

各国の一般交付金額決定方法の概要

		日本	英国	フランス	ドイツ	スウェーデン
垂直調整制度	総額決定方法	ルール	—	物価上昇率 +実質GDP伸率×50%	配分額の積上げ	—
		その他	国の策定する公共支出計画において、中央政府の財政政策上の要請を踏まえつつ決定。	—	—	国の予算編成のシナリオの中で、中央政府の財政上の観点を勘案しつつ決定。
水平調整制度	配分方法	[財政力・需要調整] 各自治体ごとに基準財政需要額と基準財政収入額を計算し、その差額を配分。	[財政力・需要調整] 各自治体ごとに相対需要額と相対財源額等を計算し、その差額等を配分。	[財政力調整] ①人口、②一人当たり財政力、③財政努力、等の指標により配分。	[財政力調整] 一人当たり財政力が全国平均比99.5%に満たない州へ、99.5%を下回る部分の77.5%の交付金を交付。	[財政力調整] 一人当たり課税所得が全国平均比115%(県110%)を下回る団体へ国が交付金を交付。
					[財政力調整] ①付加価値税の州取得分の25%を上限に、一人当たり州税収が全国平均未満の団体に優先配分。 ②一人当たり財政力が全国平均を超過する州の拠出金により、一人当たり財政力が全国平均を下回る州へ交付金を交付。	[財政力調整] 一人当たり課税所得が全国平均比115%(県110%)を上回る団体が国へ負担金を拠出。 [需要調整] 平均的行政コストを上回る団体が、平均的行政コストを下回る団体の負担により交付金を受領。

地域主権型社会の実現について ＜検討のイメージ＞

新しい地域主権型社会に対応した地方のあり方を再構築

県と市町村の役割分担や組織、権限、財源などについてあるべき姿を検討し、鳥取県型の地域主権を提案



鳥取県
Tottori Prefecture

1 中央集権型社会の問題点

〔現 状〕

地域住民が直接受ける行政サービスは、その大部分に国が関与
県・市町村が実施する行政サービスも、

国が全国一律の規則・基準等によって統制

地方自治体が、自らの判断や裁量により実施できる範囲は限定的



「2重3重行政によるムダ」

「地域の特性を無視した全国统一規格による不効率」

「結果に対する責任の所在が不明確」

2 地域主権の実現に向けて

「住民に身近な行政サービスは、
住民にもっとも身近な基礎自治体で」を基本に、
市町村に対して事務権限を大胆に移譲！

- 国の地方に対する関与を大幅に縮小、国の出先機関は廃止し、地方が行うべき事務は、県に権限・財源をフルセットで移譲。
- 国の事務の地方移譲を進める中、鳥取県の実態を踏まえた県・市町村を通じた役割分担、業務の見直し。
- 市町村は、総合的なワンストップサービス機関として、住民サービスを向上、県は県域の広域事務や共通的な事務を担う。
- 県と市町村で、新たな共同事務処理の体制を導入するなど、住民目線による効率的な地方自治体制を構築

3 地域主権型社会の実現

(実現イメージ)

国は、外交・国防・マクロ経済・社会保障基準や地方行政に関する基本準則など本来の事務に特化

住民に身近な行政サービスは、原則、県・市町村が、それぞれの役割分担を明確にしつつ、全て県・市町村で実施。

税務処理・道路管理・福祉医療など、県と市町村で連携が必要と思われるような行政サービスは、新たな共同事務処理の仕組みを検討。

鳥取県の広域行政組織等

全市町村が参加する広域の一部事務組合(又は広域連合)が各広域単位に設立、
県の総合出先機関として5つの総合事務所を設置、市町村等との連携のもとに事務を実施。



具体的検討事項(取りまとめイメージ)

地域主権型社会の理念

中央集権による弊害や地域間格差の問題の発生
地域・住民を起点とした地方自治の確立の必要性 など

国・地方における行財政運営の現状

国・地方を通じた画一的な行政システムへの反省(国の不要な関与、二重行政等)
累増する財政赤字や慢性的な財源不足 など

住民参加型行政の積極的な推進

政策形成や行政事務の実施等、多様なレベルで住民参加を可能とするシステムの検討
など

国・県・市町村・住民の新たな役割分担

「ニア・イズ・ベター」基礎自治体を重視した地方分権の推進
国から県への権限移譲、県から市町村への大胆な権限移譲の実施
県・市町村の新たな共同事務処理体制の構築 など

地域主権の実現に向けて

地域主権型社会における地方税財政制度のあり方
自己判断と自己責任による満足度の高い地方自治の実現に向けた課題や方策
など

国・県・市町村の事務のあり方で 話題になっている行政分野

労働行政、公共職業訓練

まちづくり(道路整備・維持管理、
河川管理、都市計画)

医療・保険制度

生活保護・障害者支援等福祉制度

国立公園の保護・利用

消費者行政 教育行政

農林業振興 など

国が実施・関与する行政サービスの見直し〔事例〕

～「職業紹介」「職業訓練」に関する事務～

【現 行】

1 職業紹介

公共職業安定所(ハローワーク)

有効求人倍率が極端に低い地域のハローワークを、厚生労働省の全国一律の行革基準によって廃止するなど、地域・生活者の視点が全く欠如。

* 鳥取県では、苦肉の策として国・県・市町で「ふるさとハローワーク」を設置。(境港市・八頭町)

2 職業訓練

職業能力開発促進センター(ポリテクセンター)

セーフティネットとしての離転職者の早期再就職を図るための職業訓練。及び高度・先導的な職業訓練の開発・普及。

「離職者訓練」「在職者訓練」「学卒者訓練」

職業能力開発校(都道府県設置)

地域産業の人材ニーズや職業訓練ニーズに対応した職業訓練。及び地方公共団体の産業施策や福祉施策と一体となり取り組み。

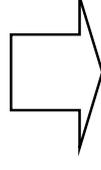
「離職者訓練」「在職者訓練」「学卒者訓練」

【見直し案】

ハローワークは、地域産業の実情等に精通している県に組織・権限・財源をセッットにして、県に移管すべき。

また、県で実施すれば、職員を全体的に融通でき、繁忙・閑散に応じた人員シフトも可能となる。

ポリテクセンターは、必要な施設・機材・人員などを、県に移管し県の職業訓練と一体的に実施する体制とすべき。



地域産業の要望や雇用動向を踏まえた適切な職業訓練を、県が総合的に実施。

また、職業訓練と一体となって、求職者の希望に応じた職業紹介も効果的に実施可能。

鳥取県ふるさとハローワークについて

○ 県・地元市町・国が共同し、地域職業相談室(※)を設置。

【愛称】 「鳥取県ふるさとハローワーク境港」
「鳥取県ふるさとハローワーク八頭」

※ 人口5万人以上のハローワーク未設置地域及び、ハローワークの再編整理(廃止)実施地域において、市庁舎内にハローワークの窓口を開設(全国95カ所)。

○ 設置場所

境港市:市庁舎

八頭町:県総合事務所

○ 開設時期 平成20年4月1日

○ サービス内容

- ・求職者に対する職業相談、職業紹介(ハローワーク)
- ・求人の受理(ハローワーク)
- ・資格取得の相談・各種情報提供(鳥取県)

○ 地域職業相談室の体制

◆ 国費相談員 3名

◆ 県費相談員 1名

◆ ハローワークの職員が巡回

◆ 求人情報検索機を各施設に5台ずつ設置

ふるさとハローワーク八頭からのご案内

八頭郡に お住まいの皆さん



求人や求職の手続きが
「ふるさとハローワーク八頭」で
できることをご存知でしたか？



ふるさとハローワーク八頭では次の業務を行っています

- ◎ハローワーク鳥取と同じ求人情報の提供・求職の受付・職業紹介
- ◎仕事に関する相談や講習案内(電話や出張での相談も受付けています)
- ◎求人登録の受付

(注)雇用保険関係の事務は扱っていませんのでハローワーク鳥取でお願いします。

ふるさとハローワーク八頭

職業紹介を
ご希望の方

☎(0858)

76-7076

仕事に関する相談を
ご希望の方

☎(0858)

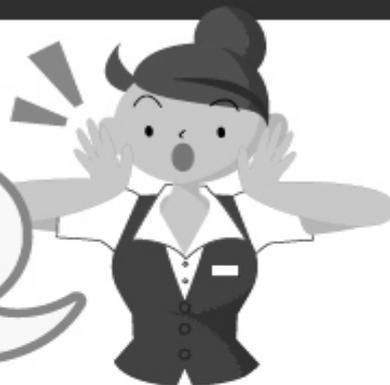
72-3986



所在地/鳥取県八頭総合事務所 別館1階 八頭郡八頭町郡家100 営業時間/9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

ふるさとハローワーク境港からのご案内

境港市にお住まいの皆さん
求人や求職の手続きが
「ふるさとハローワーク境港」で
できることをご存知でしたか？



ふるさとハローワーク境港では次の業務を行っています

- 1 ハローワーク米子と同じ求人情報の提供・求職の受付・職業紹介
- 2 仕事に関する相談や講習案内(電話や出張での相談も受付けています)
- 3 求人登録の受付

(注)雇用保険関係の事務は扱っていませんのでハローワーク米子でお願いします。

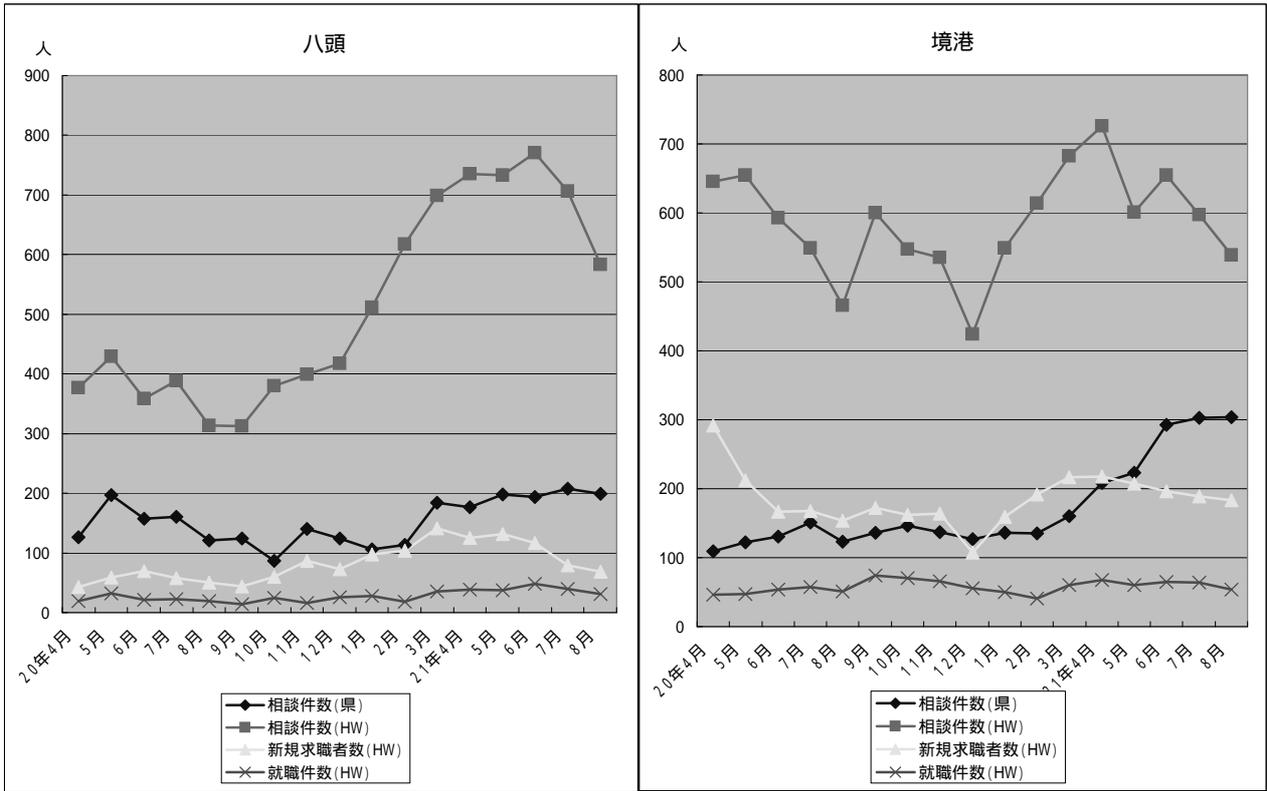
職業紹介をご希望の方 …………… ☎0859-44-1733

仕事に関する相談をご希望の方 …… ☎0859-44-3395

営業時間/9:00~17:00(土曜、日曜、祝日、年末年始を除く)

所在地/境港市役所 別館1階 〒684-8501 境港市上道町3000

ふるさとハローワークの運営状況



		平成20年度													平成21年度				
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	4月	5月	6月	7月	8月
八頭	相談件数(県)	126	197	157	161	121	124	87	140	124	106	113	184	1,640	177	198	194	208	199
	相談件数(HW)	377	429	358	388	314	312	380	399	417	511	617	699	5,201	735	733	770	706	583
	新規求職者数(HW)	43	59	70	58	50	44	60	87	73	97	104	141	886	125	132	117	79	68
	就職件数(HW)	19	32	21	22	19	14	25	16	26	28	18	35	275	38	37	48	40	31
境港	相談件数(県)	109	122	131	151	123	136	146	137	127	136	135	160	1,613	208	223	293	303	304
	相談件数(HW)	645	655	593	549	466	600	547	535	424	549	614	682	6,859	726	601	655	597	539
	新規求職者数(HW)	292	212	167	168	154	172	162	164	107	159	192	217	2,166	218	207	196	189	183
	就職件数(HW)	46	47	54	57	51	74	70	66	56	50	41	60	672	68	60	65	64	54

市町村への権限移譲の取組について

平成21年4月
自治振興課

1 権限移譲に係る主な動き

平成12年4月

地方分権一括法施行

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例施行

平成18年度まで

市町村の足並みが揃わなくても意欲ある市町村に対して権限を移譲していく「まだら模様の分権」を展開

平成19年度から

「まだら模様の分権」のままでは行政組織のスリム化に逆行

県と市町村の双方がメリットを感じられるような取組の必要性の検討

2 移譲事務数、項目数（4月1日時点での累計）

年	事務数	項目数
12年	44	228
13年	53	270
14年	63	398
15年	67	411
16年	67	416
17年	65	408
18年	67	451
19年	67	451
20年	66	448
21年	65	442

3 移譲事務の代表的な例

- ・鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣の捕獲、飼養等の許可）
- ・屋外広告物法（屋外広告物の設置許可、除却等）
- ・農地法（転用許可等）
- ・都市計画法（開発行為の許可等）

4 課題及び問題点

市町村の意見

人材・財源の両面から更なる権限移譲に不安や困難を感じている。

厳しい財政状況、定員管理の上でも行財政改革が最優先課題
専門知識を有する職員が必要であり、体制の確保が困難

県の認識

まだら模様のままでは、行政組織のスリム化につながらない。

県においても同種の事務処理を行う必要があり、「二重行政」となる。

自治組織充実の取り組み状況

自治振興課

合併市町での取り組み

市町村名	内 容
鳥取市	<p>【まちづくり協議会の設立】</p> <p>地域住民と行政が適切な協力関係で支え合う「協働のまちづくり」を目指している。地区公民館を単位とする市内61地区では、自治会や各種団体が中心となって「まちづくり協議会」の設立が行われており、地域住民の意見をまとめながら、地域課題を解決することを目指している。今後、各地区においては、「地域コミュニティ計画」を作成するなど、地域の現状や課題解決のために地域コミュニティの充実・強化を推進。</p> <p>21年5月末現在 61地区中47団体が設立。</p>
南部町	<p>【地域振興協議会の設立】</p> <p>「地域振興区の設置等に関する条例」を制定し、旧村単位を基準に7つに区割りを行う。その後、それぞれに「地域振興協議会」が設立。町の権限や財源を移譲するなど地域住民が話し合いで課題を解決できる新しい自治組織の体制づくりを推進中。町からは、職員をそれぞれの協議会ごとに担当させ、また交付金により事業を支援している。</p> <p>平成20年度には、法勝寺地区地域振興協議会で中四国農政局の農山漁村地域力発掘支援モデル事業（補助事業）を受け、21年度には、あいみ富有の里地域振興協議会が中国地方中山間地域振興協議会共同研究のモデル地区となる。各々の協議会で、独自のアプローチにより公共交通や不法投棄、防災・防災等の課題に取り組んでいる。</p>
伯耆町	<p>【中山間地域の住民組織支援・地域協議会・集落パートナー職員の配置】</p> <p>平成20年度から、過疎・中山間地域にある二部地区、日光地区で、従来からあった住民組織を元に地域協議会を組織化し（日光地区協議会、二部地区活性化機構）、中山間地域活性化の取り組みを実施。まちづくり担当部局の職員を公民館職員とは別に、1名配置し、各地域組織と連携し、地域の実情に即した事業を展開している。</p> <p>平成21年度から、パートナー職員制度を導入し、114集落に対して、職員2名を割当て、年間4回程度の意見交換を行い、住民ニーズを把握している。</p>

単独町村での取り組み

智頭町	<p>【日本1/0村おこし運動】</p> <p>住民一人ひとりが、地域により深く関心を持つことによって、自治意識を高め、自らの生活の場として集落の再構築を行うとともに、広く町外の人々も含めてお互いを認め合える風土づくりを推進し、住民一人ひとりが無（ゼロ）から有（イチ）への一步を踏み出そうという「日本1/0村おこし運動」を実施中（平成9年度から）。</p> <p>新田集落では、NPO法人として組織化し、中山間地域活性化の各種事業を展開中。</p> <p>平成20年度には、これからの地域社会の将来を見据え、地区振興協議会が2地区（旧村単位）で設立され、地区単位での運動が展開されている。</p>
三朝町	<p>【地域協議会の設立】</p> <p>平成18年3月に地域の自立を促し自主的な地域づくりを促進することを目的として「三朝町地域の総合力を高め、自立を促進する条例」を制定。</p> <p>この条例に基づき、町内を6地域（地区公民館単位）に分け、各地域の担当職員（地域主事）を配置し、発起人会を中心に「地域協議会」設立に取り組み、18年11月の三徳地域協議会を皮切りに平成19年1月末には全地域で設立。</p> <p>「地域協議会」には、地域の総合力を高めるために地域各組織の有機的連携を図り、地域独自の事業や伝統文化の継承など、地域の実態に即した事業が展開されることが期待されている。各協議会で各種事業を展開中。</p>

市町村名	内 容
日吉津村	<p>【コミュニティ計画づくり】</p> <p>平成 16 年度より、住民参画と協働のむらづくりを進めるために、一人でも多くの村民が、地域コミュニティに関心をもち、自らの問題として見直す取り組みとして、村内 7つの自治会ごとに「コミュニティ計画づくり」を呼びかけている。</p> <p>「コミュニティ計画」は、地域の将来を考え、知恵やアイデアを出しあって作る地域の将来計画。地域住民にとってのルールブック、地域参加の手引きとなるもの。それぞれ自治会役員会と連携のもと、推進組織を設置し、防災・防犯・リサイクル・子育て支援・見守り・歴史文化の掘り起こし・公民館のバリアフリーなど多様なテーマについて、アンケート調査やワークショップなどを行いながら検討協議されている。まだ最終的な計画書の完成には至っていないものの、推進組織についての中間報告や、独自の「住民避難マニュアル」が作成され、全戸配布されている自治会もある。</p>
日南町	<p>【校区まちづくり協議会を設置】</p> <p>平成 18 年度に小学校区（旧村）を単位として、地域の力を結集し地域で取り組む総合組織として、7つの校区に「まちづくり協議会」を設置。</p> <p>まちづくり協議会は、自治会活動を含めたまちづくり全般、校区内の課題への対応を行うための組織。</p> <p>18 年度は住民参画まちづくり事業として、公民館を地域振興センターに名称を変更し地域振興の活動拠点とした。（18 年 3 月議会 公民館設置条例の廃止、地域振興センターの設置）</p> <p>まちづくり協議会の活動を支援するため校区担当職員を配置（各地域 4 名）するとともに、住民自治関連、住民学習関連の補助金等を交付金化して一括交付などを行っている。</p>

県・市町村「連携・共同事務検討協議会」の設置について

政策企画総室

平成21年度第1回目の県・市町村行政懇談会(平成21年8月5日)において、県・市町村「連携・共同事務検討協議会」を設置することを合意。

1 趣 旨

県・市町村とも、厳しい財政状況の中、行財政改革を進めながら住民に対して必要な行政サービスを今後も安定的に提供していくためには、広域的な連携による事務の実施など、市町村間や県と市町村との間で共同して事務処理を行うなどの新たな事務執行方法を見出し、実施に移していくことが必要。

一方、様々な分野において、県と市町村との間に二重行政が存在。また、県から市町村に対し、権限移譲を行っているが、まだら模様となっているなど、県、市町村の双方にとって非効率な分野がある状態。

地方分権を推進していく中で、基礎的自治体の業務体制の充実が求められており、体制整備を進める必要がある。

2 「連携・共同事務検討協議会」の設置

県から市町村への権限移譲(まだら模様の解消)のほか、市町村間や県と市町村の間における事務の共同処理など、連携・共同による行政運営を進めることとし、県にも市町村にもメリットがあるかたちでその実現を図るため、その内容について包括的に検討する「連携・共同事務検討協議会」を新たに設置する。

【連携・共同事務検討協議会】

設 置 東部、中部、西部(日野郡を除く)、日野郡の各圏域ごとに設置

メンバー 市町村：市町村長

県：副知事

業 務 ・連携・共同事務の具体的な項目及び手法について協議・検討

(現在検討している税務、土木、福祉や、消費相談窓口などのほか、観光分野や農業分野、地域振興などについても、幅広く協議・検討)

・財政措置、人的支援等について協議・検討

県と市町村の業務の連携・共同処理の実現に向けた検討状況

<<<分野ごとの検討状況>>>

税の徴収業務の共同化

- ・ 徴収一元化組織の実現には長期を要することから、当面、「任意組織」による滞納整理事務の共同化に取り組みながら継続検討。
- ・ 平成21年8月に東・中・西部の3地区で滞納整理事務の共同化について説明会を実施。
- ・ 現在、各地区で意見交換会を実施。
- ・ 任意組織「鳥取県地方税滞納整理機構」の平成22年4月の設置を目指す。

道路維持業務の共同化

- ・ 平成21年8月に道路維持業務を主体とした「日野郡における県と町の事務事業連携に関する検討会」を開催。
- ・ 道路維持業務において、個別の事務毎に連携・共同化の可能性の検討を行うことで各町の了解を得たところ。
- ・ 具体的な検討はこれからとなるが、道路維持業務の平成22年4月の連携・共同実施を目指す。

町村による福祉事務所設置

- ・ 日南町、江府町、日吉津村が平成22年4月に設置予定であり、平成21年8月に2町1村から福祉事務所設置協議書が知事宛に提出されたところ。
- ・ 平成23年4月以降の設置については、伯耆町、南部町、日野町が検討中。
- ・ 平成22年4月設置の2町1村に対し、県としての支援（専門職員の派遣等）を検討するとともに、県の役割も町村の指導・査察に移行することから、県の組織体制の見直しも検討。

消費者相談業務の連携・共同化

- ・ 消費者庁の設立に伴い、今年度中に全市町村が消費者相談窓口を設置予定。
- ・ 県と市町村の二重行政を避けるため、役割分担等について県と市町村で意見交換を実施中。
- ・ 県と市町村の役割分担整理を行うとともに、連携・共同実施の可能性について検討を進める。